公益財団法人山階鳥類研究所

物品購入規程

第１条　発注は原則として事務局が行う。ただし、１件あたり発注総額が５万円未満の場合は、予算執行責任者の裁量で購入することができる。この場合、購入伺書類は不要とする。

第２条　１件あたり発注総額が５万円以上 10 万円未満の物品については、別紙「物品購入伺」を用いて、予算執行責任者、経理責任者、事務局長の承認を得て購入することができる。事務局長の判断により発注業務を予算執行責任者に委ねることができる。

第３条　１件あたり発注総額が 10 万円以上の物品については、稟議書にて、予算執行責任者、経理責任者、事務局長、所長、理事長の承認を得たうえで「物品購入伺」を提出し、購入することができる。事務局長の判断により発注業務を予算執行責任者に委ねることができる。

２　前項の物品購入が研究事業に関する場合は、研究事業の統括管理責任者である研究所長の承認をもって実行することができる。ただし、理事長への報告を要する。

第４条　承認過程を回避する目的で発注を小口に分割するような操作をしてはならない。

第５条　物品の納入場所は原則として事務局とする。

第６条　金額に関わらず検収は事務局が行ない、原則として購入部門の担当者が立ち会う。ただし、必要な場合は事務局長が研究員又は専門員に検収を委ねることができる。

第７条　出張先で必要が生じた場合、5 万円未満の物品購入及び検収は予算執行責任者又は予算執行責任者から権限を委ねられた出張者が行う。ただし、事務局に証憑をもって事後報告する。5 万円以上の物品購入は事前に経理責任者又は事務局長の承認を必要とし、「物品購入伺」および「稟議書」については事後遅滞なく処理する。

附則　昭和 48 年 4 月 1 日より実施する。
平成 2 年 8 月 1 日　一部改正
平成 19 年 11 月 1 日　一部改正
平成 21 年 11 月 1 日　一部改正
平成 24 年 4 月 1 日　公益財団法人への移動に伴う法人名称の改定
平成 26 年 10 月 1 日　一部改正
平成 27 年 9 月 1 日　一部改正

別紙：「物品購入伺」（様式）